

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

皆さん、おはようございます。

これより、令和8年6月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
9番 高橋隆雄議員、10番 安井一義議員、11番 菅野喜昭議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（星 川 薫 議員）

皆さんおはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る5月21日、招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、6月2日午前10時から市役所会議室において開催し、当局から、総務課長並びに、財政課長の出席を求め提出議案の概要を聴取するとともに、請願・陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今定例会の会期につきましては、タブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から、6月19日までの10日間とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

お諮りいたします。ただ今、議会運営委員長から報告がありましてとおり、会期は本日から6月19日までの10日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月19日までの10日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、会期日程表をタブレットに掲載しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第3、諸般の報告であります。事務局長に報告させます。

◎事務局長（本 間 孝 一 君）

諸般の報告をいたします。

最初に、監査委員より議長あてに、3月から5月までに執行した例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、報告がありました。

次に、監査委員より議長あてに、例月出納検査の結果報告資料の一部差替についての報告がありました。

次に、市長から議長あてに、令和8年5月29日付で令和7年度の尾花沢市一般会計繰越明許費、繰越計算書の報告がありました。

次に、市長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社尾花沢市ふるさと振興公社、第36期定時株主総会資料、第36期事業報告書及び第37期経営計画書、尾花沢市土地開発公社、令和7年度決算書及び令和8年度予算書、それぞれ提出がありましたので、ご参照願います。

最後に、3月定例会以降、今定例会までの市議会事務処理状況並びに議員の派遣状況について、タブレットに掲載しております議会事務処理報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、承第2号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について」から、日程第29、議第51号「尾花沢市農業委員会委員の任命について」までの26案件を一括上程いたします。

これより、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市 長（結 城 裕 君）

皆さん、おはようございます。

議案の上程に先立ち、これまでの議員活動の功績が認められ、全国市議会議長会より、永年勤続表彰並びに感謝状を受けられました、大類好彦議員、伊藤浩議員、鈴木清議員に対し、心からお祝いを申し上げます。

また、議員各位には、市政推進のため、日夜ご尽力されておられることに対し、心から敬意を表します。

厳しかった冬を乗り越え、ここ尾花沢にも新緑がまぶしい季節が訪れました。最近では好天に恵まれる日も多く、本市が誇る「尾花沢すいか」が健やかに美味しく育ってくれることを大いに期待しております。

しかしながら、この気温の上昇とともに、市街地へのクマの出没が全国的な問題となっており、市民の皆様の安心・安全な暮らしへの影響が深く懸念されると

ころでございます。

そのため本市では、新たに「ガバメントハンター」を専門員として任用いたしました。今後は、専門的な知見を活かしながら、猟友会、地域、行政が三位一体となった取り組みをさらに推し進めることで、市民の皆様が安全に暮らせる環境を構築してまいります。

また、この4月には、長きにわたり地域に愛されてきた福原中学校が尾花沢中学校と統合いたしました。先般、統合後初となる運動会が開催され、新たな歴史の一步を刻むとともに、生徒の皆さんが地区の垣根を越えて固い絆で結ばれ、ひたむきに躍動する姿は、私たちに大きな感動と未来への活力を与えてくれました。新しい仲間との学校生活がより豊かなものとなるよう、今後とも最大限の支援を行ってまいります。

さて、本市におきましては、今年度より「第7次尾花沢市総合振興計画」の後期基本計画がスタートいたしました。本市の目指すべき将来像である「このまちとともに生きる しあわせな時を刻むまち」の実現に向け、これまでの成果をさらに深化させ、市民の皆様が主役となる各種事業を本格化させているところでありますので、議員の皆様方におかれましても何卒お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

承第2号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,620万9千円を追加し、予算の総額を199億2,394万8千円としたものです。

歳出につきましては、総務費の「財政調整基金積立金」、「公共施設整備等基金積立金」、農林水産業費の「森林環境譲与税基金積立金」を追加したものとあります。

歳入につきましては、森林環境譲与税、特別交付税を追加し、予算を調製したものです。

承第3号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第15号）について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ4億635万7千円を減額し、予算の総額を195億1,759万1千円としたものです。

歳出につきましては、人件費のほか、総務費の「定額減税不足額給付事業」、「『雪とスイカと花笠のまち』ふるさと尾花沢応援基金事業」、民生費の「老人保護措置費」、「障害福祉サービス費」、「子ども・子育て支援給付事業」、衛生費の「感染症等予防事業」、土木費の「緊急自然災害防止対策事業」、「橋梁改修・補修工事」、教育費の「統合小学校建設事業」などに

ついて、決算見込みに合わせ減額したものであり、教育費の「芭蕉、清風歴史資料館管理費」については、雪害による施設改修に伴い、増額したものです。

歳入につきましては、地方消費税交付金の「一般財源分」、「社会保障財源分」、国庫支出金及び県支出金の「子ども・子育て支援施設整備交付金」、寄附金の「『雪とスイカと花笠のまち』ふるさと尾花沢応援寄附金」、繰入金の「『雪とスイカと花笠のまち』ふるさと尾花沢応援基金繰入金」などについて、決算見込みに合わせ減額したものであり、特別交付税により、予算を調製したものです。

また、市債については、各事業の決算見込みにより調製したものです。

第2表「繰越明許費補正」につきましては、「法定外公共物維持管理事業」のほか22事業について、年度内の完了が困難であることから、繰越明許費を追加したものであり、「市道補修工事」のほか2事業については、繰越明許費の変更を行ったものです。

第3表「地方債補正」につきましては、「衛星通信システム第3世代化事業負担金」のほか10件について、決算見込みに合わせ限度額を変更したものであり、「農業施設災害復旧事業」については、廃止としたものです。

以上の2案件については、専決処分を行ったところであり、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認をお願いするものです。

議第30号「令和8年度尾花沢市一般会計補正予算（第1号）について」ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億9,418万7千円を追加し、予算の総額を188億5,318万7千円とするものです。

歳出につきましては、農林水産業費の「地域農業構造転換支援事業」、「畜産生産持続強化支援事業」、商工費の「持続可能な観光地域づくり事業」、「花笠高原スキー場整備事業」、土木費の「社会資本整備総合交付金事業」などを追加するものです。

歳入につきましては、国庫支出金の「地域農業構造転換支援事業費補助金」、「社会資本整備総合交付金」、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業補助金」、県支出金の「畜産生産持続強化支援事業費補助金」、市債の「花笠高原スキー場整備事業」などを追加し、繰越金により、予算を調製するものです。

第2表「地方債補正」につきましては、「花笠高原スキー場整備事業」のほか2件について、限度額の変更をお願いするものです。

次に一般議案の概要についてご説明申し上げます。

承第4号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

承第5号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものです。

議第31号「尾花沢市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第32号「ロータリ除雪車購入契約の締結について」ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものです。

議第33号から議第51号「尾花沢市農業委員会委員の任命について」ですが、農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるため提案するものです。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要となりますが、審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なご審議の上、原案のとおりご可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（菅野修一 議員）

続いて議案の審議を行います。

日程第30、承第2号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について」から、日程第33、承第5号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」までの4案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、4案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第30、承第2号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一 議員）

質疑もないようですので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結

いたします。

これより、承第2号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一 議員）

ご異議なしと認めます。

よって、承第2号を、承認することに決しました。

次に、日程第31、承第3号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第15号）の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己 議員）

予算書の16ページ、17ページの繰越明許費の補正について質問したいと思います。

このように第2表で繰越明許費がかなり多いなというふうに私感じているところでございますが、予算関係の単年度主義ということで、繰り越しについては相当な理由があつて、繰り越しを明許するということになるかと思ひます。令和7年度中に、その仕事ができなかったというところで、令和8年度へ仕事を繰り越すという形になるのではないかなというふうに思っているところでございます。繰り越しについては、事故繰越と繰越明許とあるわけなんですけども、この中で、事故繰越というのは基本的にないんでしょうか。

◎議長（菅野修一 議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也 君）

お答えいたします。令和7年度から8年度への繰り越しについてですけれども、いずれにつきましても繰越明許費の部分になりまして、事故繰越につきましてはございません。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己 議員）

それで、この中を見ますと、ハード的なもの、例えば工事的なものについてはどうしてもできないという理由があるかと思うんです。その中で、かなりソフト的なものもあるのではないかなというふうに思っているところなんです。額的にも少ないところが次年度の8年度へ繰り越しというところなんですけども、そういうソフト的なものの繰り越しが、なんでこの繰り越したんだと、財政課で相当な審査があつて、繰り越し良いですよということになったかと思うんです。その中で、教育費の地域スポーツ活動体制整備事業50万円、

保健体育費の体育振興費30万円、あとGIGAタブレット更新事業ということで82万5,000円の補正あるわけですが、これについては、年度内にできなかったのかというふうに非常に疑問に思っているところです。安易にほら、繰り越しできるから、まず年度内しなくても良いんじゃないかというのではなくて、基本的には年度内にやろうじゃないかと頑張って、どうしてもできなかったから8年度へ繰り越すというのが大原則で、各課でもそういうふうに理解しているかと思うんですけど、やはりそういう安易に繰り越すのはいかなものかというところで思っているところでございます。議会も周年議会ということで少し話題にもなっているようですが、やはりこれも検討も必要じゃないかなと思っているところですが、教育費のそういうソフト的なもの、これについて何割ぐらいできて、何割できなかったと、またはできなかった理由なんかもちょうと教えていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

◎議長（菅野修一 議員）

教育指導室長。

◎教育指導室長（齊藤公良 君）

お答えします。10款、まず3項のGIGAタブレット更新関連事業でございますけども、今年度、タブレットのほうの更新に伴って、その端末の使用を指導する我々教職員の、何て言いますか、その講習会のほうを昨年度予定していたんですけども、昨年令和7年度に講習会をするよりも、今年度使用するタブレットの使い方についての講習会をするということなら、本年度の新しい職員に対しての講習会にしたほうがいいのではないかとということで、令和8年度のほうに持ち越したものでございます。

また、地域スポーツクラブ活動体制整備事業につきましては、昨年度末3月に、具体的にはバレーボール教室のほうを予定しておったんですけども、先方の講師を予定していた大山加奈さんのほうとはうまく連絡調整整って、期日のほうまで大体確定したんですけども、こちらの受ける側のバレーボール関係者、要は子どもたちですが、どうしてもちょっと都合が悪くなってしまって、できなくなったというふうな、そういうふうな事情がございます。以上でございます。

◎議長（菅野修一 議員）

社会教育課長。

◎社会教育課長（塩原和成 君）

10款5項の保健体育費の体育振興事業の30万円につきましてでございます。こちらにつきましては、これ

は新年度、令和8年度に着手します全国花笠マラソン大会の負担金としまして、新年度早々から着手しないといけないというところで、こちらのほうの30万円につきまして補正を頂戴したところでございます。以上でございます。

◎議長（菅野修一 議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己 議員）

もし令和8年度に決まっているのであれば、新年度当初予算に予算化するのが普通のこれまでの通例かなというふうに思っているところでございます。やはり単年度主義については、やはり厳しいようですが、これは予算の大原則ありますので、それについてはきちんとやってほしいなというふうに思っているところでございます。先ほど私、周年議会と申し上げたんですけども、通年議会の誤りでした。すいません。それで、これまでこういういろんな事業の繰越明許やっていますけども、やはりその繰越明許するには、契約関係、頼むところの契約関係とか契約書、または支出負担行為も必要ではないかなと思っているところなんです。こういう事業のそういう契約とかなされているのかどうかの確認と、あとは、やはりこの工事関係なんですけども、出来高払いも可能なんですけども、そこらへんのところやったところがあるかどうか、その2点について伺いたいと思います。

◎議長（菅野修一 議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也 君）

全体的なことになりますので、傾向的なところでお答えいたします。詳細な資料手元にはございませんので、そのような答弁させていただきたいと思っております。中には未契約繰越というような部分もあろうかと思いますが、基本的には7年度中に契約をして、工事請負費に関して申し上げますと、4割の前払金を支払いをしまして、残りの6割の分について繰り越しをするというのが一般的な通例というふうになっております。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

他にご質問ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一 議員）

質疑もないようでありますので終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第3号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、承第3号を承認することに決しました。

次に、日程第32、承第4号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第4号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、承第4号を承認することに決しました。

次に、日程第33、承第5号「尾花沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第5号を採決いたします。本案を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、承第5号を承認することに決しました。

次に、請願の上程及び付託であります。

日程第34、令和8年請願第1号「核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める意見書提出に関する請願」を上程いたします。

ただ今、上程いたしました請願1件につきましては、タブレットに掲載しております請願・陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。ご苦労様でございました。

散 会 午前10時33分